

2014年 懲戒請求事案集計報告

日本弁護士連合会は、2014年(暦年)中の各弁護士会における懲戒請求事案並びに当連合会における審査請求事案・異議申出事案及び綱紀審査申出事案の概況を集計して取りまとめた(過去10年間の集計内容を掲載)。

- * 一事案について複数の議決・決定(例:請求理由中一部懲戒審査相当、一部不相当など)がなされたものについてはそれぞれ該当の項目に計上した。
- * 終了は、弁護士の資格喪失・死亡により終了したもの。日弁連においては、異議申出及び綱紀審査申出を取り下げた場合も終了となるためここに含む。

表1:懲戒請求事案処理の内訳(弁護士会)

年	新受	既 済							懲戒しない	終了	懲戒審査開始件数
		懲 戒 処 分					計				
		戒告	業務停止		退会命令	除名					
	1年未満	1~2年									
2005	1192	35	18	4	3	2	62	893	18	110	
2006	1367	31	29	4	2	3	69	1232	24	115	
2007	9585	40	23	5	1	1	70	1929	30	138	
2008	1596	42	13	2	2	1	60	8928	37	112	
2009	1402	40	27	3	5	1	76	1140	20	132	
2010	1849	43	24	5	7	1	80	1164	31	132	
2011	1885	38	26	9	2	5	80	1535	21	137	
2012	3898	54	17	6	2	0	79	2189	25	134	
2013	3347	61	26	3	6	2	98	4432	33	177	
2014	2348	55	31	6	3	6	101	2060	37	182	

- ※日弁連による懲戒処分・決定の取消し・変更は含まれていない。
- ※新受事案は、各弁護士会宛てになされた懲戒請求事案に弁護士会立件事案を加えた数とし、懲戒しない及び終了事案数等は綱紀・懲戒両委員会における数とした。
- ※2007年の新受事案が前年の7倍となったのは、光市事件の弁護団に対する懲戒請求が8095件あったため。
- ※2012年の新受事案が前年の2倍となったのは、一人で100件以上の懲戒請求をした事案が5例(5例の合計1899件)あったこと等による。
- ※2013年の新受事案が前年に引き続き3000件を超えたのは、一人で100件以上の懲戒請求をした事案が5例(5例の合計1701件)あったこと等による。
- ※懲戒審査開始件数は、綱紀委員会で「懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする」とされ、懲戒委員会で審査が開始されたもの(2013年集計までは表2として掲載)。

表2-1:審査請求事案の内訳(日弁連懲戒委員会)

年	新受(原処分の内訳別)					既 済					未済
	戒告	業務停止	退会命令	除名	計	棄却	原処分取消	原処分変更	却下・終了等	計	
2005	8	13	1	0	22	10	11	0	3	24	15
2006	8	12	1	1	22	13	6	4	1	24	13
2007	9	14	1	1	25	20	6	2	2	30	8
2008	15	7	1	1	24	13	1	2	1	17	15
2009	13	15	3	0	31	25	0	2	4	31	15
2010	14	19	1	0	34	18	4	5	4	31	18
2011	14	15	0	0	29	20	2	3	3	28	19
2012	25	8	1	0	34	25	2	0	2	29	24
2013	29	13	4	0	46	30	3	1	1	35	36
2014	15	11	0	1	27	28	1	4	1	34	29

- ※原処分取消の内訳
【2005年:戒告→懲戒しない(9)、業務停止4月→懲戒しない(1)、業務停止1月→懲戒しない(1)】
【2006年:戒告→懲戒しない(4)、業務停止2月→懲戒しない(1)、業務停止1月→懲戒しない(1)】【2007年:戒告→懲戒しない(5)、業務停止3月→懲戒しない(1)】
【2008年~2014年:戒告→懲戒しない(13)】
- ※原処分変更の内訳
【2006年:業務停止1年→業務停止6月(1)、業務停止3月→戒告(1)、業務停止6月→戒告(1)、業務停止10月→業務停止8月(1)】
【2007年:業務停止6月→業務停止4月(1)、退会命令→業務停止2年(1)】【2008年:業務停止1月→戒告(1)、業務停止2年→業務停止1年6月(1)】
【2009年:業務停止2月→業務停止1月(1)、退会命令→業務停止2年(1)】
【2010年:業務停止1月→戒告(1)、業務停止2年→業務停止1年6月(1)、業務停止6月→業務停止5月(1)、業務停止3月→戒告(1)、業務停止2年→業務停止1年(1)】
【2011年:業務停止6月→戒告(1)、業務停止4月→業務停止2月(1)、業務停止1年→業務停止8月(1)】【2013年:業務停止1月→戒告(1)】
【2014年:業務停止2月→戒告(1)、業務停止1年→業務停止10月(1)、退会命令→業務停止6月(1)、除名→業務停止2年(1)】

表2-2:効力停止申立件数(日弁連懲戒委員会)

年	効力停止申立件数	決 定	
		効力停止	却下
2005	3	2	1
2006	8	4	4
2007	5	0	5
2008	2	0	2
2009	11	3	7
2010	12	3	9
2011	10	0	10
2012	5	0	5
2013	7	2	4
2014	4	0	5

表3-1:異議申出事案受付の内訳(日弁連綱紀委員会)

年	新受(異議申出の内訳)		計
	懲戒しない	相当期間	
2005	362	47	409
2006	457	81	538
2007	447	59	506
2008	568	44	612
2009	430	36	466
2010	449	62	511
2011	622	60	682
2012	743	35	778
2013	1546	44	1590
2014	1290	63	1353

- ※2013年の新受事案のうち、同一の異議申出人による大量の異議申出事案の例が2例あり(2例の合計865件)。
- ※2014年の新受事案のうち、同一の異議申出人による大量の異議申出事案の例が1例あり(778件)。

表3-2: 異議申出事案処理の内訳(日弁連綱紀委員会)

年	既 済						未済
	審査相当	棄却	却下	終了	速やかに 終了せよ	計	
2005	5	340	19	7	28	399	149
2006	14	425	17	10	40	506	181
2007	11	475	20	11	31	548	142
2008	4	511	16	8	21	560	194
2009	3	531	17	5	17	573	88
2010	9	404	12	5	36	466	135
2011	7	494	14	10	22	547	270
2012	6	759	39	4	26	834	214
2013	6	1431	26	8	21	1492	312
2014	5	1362	796	9	22	2194	249

表4-1: 異議申出事案受付の内訳(日弁連懲戒委員会)

年	新受(異議申出の内訳別)			計
	懲戒しない	不当に軽い	相当期間	
2005	6	9	0	15
2006	11	13	2	26
2007	9	9	1	19
2008	13	14	5	32
2009	10	14	3	27
2010	8	16	3	27
2011	10	16	3	29
2012	11	18	3	32
2013	6	22	3	31
2014	29	7	4	40

表4-2: 異議申出事案処理の内訳(日弁連懲戒委員会)

年	既 済						計	未済
	棄却	取消	変更	却下	終了	速やかに 終了せよ		
2005	27	2	0	0	0	0	29	12
2006	24	2	0	0	0	0	26	12
2007	21	3	0	2	0	0	26	5
2008	16	0	1	1	1	0	19	18
2009	29	0	1	1	0	0	31	14
2010	21	1	2	0	0	2	26	15
2011	20	3	0	0	2	1	26	18
2012	29	0	0	1	0	3	33	16
2013	23	1	0	3	0	1	28	20
2014	20	8	1	0	1	4	34	26

※取消の内訳

【2005~2014年: 懲戒しない→戒告(20)】

※変更の内訳

【2008年: 業務停止3月→業務停止1年(1)】 【2009~2014年: 戒告→業務停止1月(4)】

表5: 綱紀審査申出事案処理の内訳(日弁連綱紀審査会)

年	新受	既 済					未済
		審査相当	審査不相当	却下	終了	計	
2005	165	1	121	7	1	130	63
2006	239	3	153	19	0	175	127
2007	300	3	236	6	4	249	178
2008	251	3	337	17	2	359	70
2009	312	0	281	10	1	292	90
2010	231	0	251	4	0	255	66
2011	327	0	271	2	2	275	118
2012	321	3	264	10	0	277	162
2013	1098	4	281	19	2	306	954
2014	340	2	1076	5	3	1086	209

※2013年の新受事案のうち、同一の綱紀審査申出人による大量の綱紀審査申出事案の例が2例あり(2例の合計865件)。